

新型コロナウイルス ワクチン予防接種のご案内

令和4年11月7日現在

接種期間は令和5年3月31日までです。初回接種を希望される方は、令和4年12月までに接種を完了することをお勧めします。

【オミクロン株対応2価ワクチン接種について】

対象者は初回接種を完了した12歳以上の全ての方です。前回のコロナワクチン接種から3カ月以上が経過した方が対象となります。1人につき1回の接種です。接種券は順次発送しております。3回目、4回目が未接種で接種券がお手元にある方は、その接種券をお使いください。

【5歳から11歳までの小児用ワクチン接種について】

・初回接種：5歳を迎えた方で接種を希望される方は市役所健康推進課へご連絡ください。
 ※1回目接種の3週間後の同じ曜日・時間に2回目接種となりますので、必ず予定を空けておいてください。

1回目のみ必ず予約が必要です。2回目は不要です。

・3回目接種：2回目の接種後5カ月以上経過した5歳から11歳の方が対象となります。

接種するワクチンは小児用ワクチン(従来型)となります。

対象の方へは、予診票を順次送付していきます。2回目接種より6カ月が経過しても予診票が届かない場合は、市役所健康推進課までお問い合わせください。

※初回接種を小児ワクチンで接種し、12歳を迎えた方について、3回目の追加接種はオミクロン株対応ワクチンでの接種となります。

【6カ月から4歳までの乳幼児用ワクチン接種について】

・初回接種(3回)：対象となる方には、はがきにてご案内を送付しています。接種を希望される方は市役所健康推進課へ連絡をしてください。

新型コロナウイルスワクチン接種券の再交付およびワクチンパスポート発行、接種済証の再交付については、市役所健康推進課へお問い合わせください。

※ワクチン接種は健康観察の時間(30分程度)を含め45分～1時間程度かかります。

※転入された方で、接種を希望される方は、市役所健康推進課へお問い合わせください。

※年齢に関わらず、1・2回目のワクチン接種を希望される方は従来型ワクチンでの接種となります。

接種のご予約はWebまたはコールセンターでできます。

○ノバボックスの接種については、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ
 新型コロナウイルス
 ワクチン推進室
 からのお知らせ



市新型コロナウイルス
 ワクチン予防接種
 Web予約はこちら



予約・問 市ワクチン接種コールセンター ☎66-0097(平日8時30分～午後5時15分)

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口・受診方法について

▼相談・受診方法

- ①発熱などの症状が生じた場合は、まずはかかりつけ医などに電話相談する。
- ②相談先が分からない場合や、かかりつけ医などで対応できない場合は、「愛知県健康フォローアップセンター(受診・相談窓口)」や「電話相談体制を整備した医療機関」へ電話相談する。
- ③電話相談で案内された医療機関に電話連絡し、医療機関の指示に従って受診する。

〈愛知県健康フォローアップセンター(受診・相談窓口)〉

電話相談窓口	電話番号	受付日時
津島保健所	24-6999	【平日】9:00～17:30 (所管区域：津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)
夜間・休日相談窓口	(052) 526-5887	【平日夜間】17:30～9:00 【土・日曜日、祝日】24時間体制

※診療・検査医療機関および電話相談体制を整備した医療機関につきましては、県ホームページでご確認ください。

愛知県救急医療情報センター

かかりつけの診療所などが開いていないとき、愛知県救急医療情報センターにおいても診療・検査医療機関を案内しています。

電話番号	受付日時
26-1133	(所管区域：津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村) 毎日:24時間体制

※こちらに掲載している情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止または延期となる場合があります。



「お知らせ」「募集」など暮らしに役立つ情報を掲載しています。

お知らせします

上水道の基本料金を免除します。

コロナ禍におけるエネルギー、食料品価格などの物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するために、上水道の基本料金を4カ月間免除します。

▼対象者

海部南部水道企業団と給水契約を結び、かつ、市内で給水されている世帯や事業者(官公庁は除く)。

▼対象期間

令和4年10月利用分～令和5年1月利用分

※納付の時期や方法は、今までと同じです。

▼その他

免除の申請手続きは不要です。「使用水量のお知らせ」は、基本料金を免除する前の金額が記載されますが、請求金額(納入通知書、口座振替)は、基本料金を免除した金額となります。

▼ご注意

免除のために、銀行やATMへ誘導することはありません。不審に感じた場合は、その場で回答せず、ご家族に相談したり、警察や海部南部水道企業団までお問い合わせください。

問海部南部水道企業団 総務課

☎32-3111(代)

市役所環境課(内線234)

新春交歓会を開催します

市民の皆さんと、すがすがしい気持ちで新年のあいさつを交わし、新しい年の門出を祝いましょう。

▼と き

令和5年1月4日(水)

○弥生学区、桜・日の出学区、白鳥学区

受付：午前9時～9時15分

交歓会：午前9時15分～10時

○大藤学区、栄南学区、十四山地区

受付：午前10時30分～10時45分

交歓会：午前10時45分～11時30分

▼ところ

総合社会教育センター 公民館ホール

※駐車場に限りがあるため、できるかぎり乗り合わせてお越しください。

問市役所人事秘書課

(内線474・475)

12月4日～10日は第74回人権週間です

人権擁護委員はあなたの街の身近な相談相手です。

隣近所のもめ事、家族間の問題、体罰やいじめ、職場におけるセクハラ、DVなどでお悩みの方は、人権擁護委員へお気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。

弥富市人権擁護委員は人権週間に啓発活動を行うとともに、以下の日程で相談を承ります。

▼と き

12月14日(水)、21日(水)

▼ところ

総合福祉センター(14日)、十四山総合福祉センター(21日)

問市役所福祉課(内線165)

固定資産税 償却資産の申告について

▼申告が必要な方

- ・市内で事業を営んでいる個人または法人
- ・市内で事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

▼申告基準日

令和5年1月1日現在の所有状況

▼申告期限

令和5年1月31日(火)

▼償却資産申告の対象となる事業および資産(例)

事業例	対象資産例
農業	田植機・耕運機・乾燥機・温室など
建設業	ブルドーザー・パワーショベル・ポータブル発電機など
製造業	各種製造設備・受変電設備・搬送設備など
電気・ガス・水道業	太陽光発電設備・供給管・冷却塔など
飲食業	厨房設備・冷凍冷蔵庫・レジスターなど
不動産業	アスファルト駐車場・フェンス・外灯など

※廃業・解散をした個人・法人についてもその旨を申告いただくようお願いいたします。

問市役所税務課

(内線212～214)

家屋を取り壊したときの届け出

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に課税されます。

本年12月末までに取り壊した家屋については、翌年度から課税されませんので、家屋を取り壊したときは、面積の大小に関わらず「家屋とりこわし届」を提出してください。